

○国立大学法人千葉大学学術指導取扱規程

(令和5年7月1日)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）における学術指導の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 学術指導 本学以外の外部機関（以下「委託者」という。）から委託を受け、本学の職員が職務として、その教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、委託者の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- 二 学術指導担当者 学術指導を担当する本学の職員をいう。
- 三 部局 各学部、各研究科、各研究院、附属図書館、医学部附属病院、各共同利用教育研究施設、各基幹、各機構、国際共同教育研究施設、未来粘膜ワクチン研究開発シナジー拠点、事務局、各事務部及び監査室をいう。
- 四 部局長 前号の部局の長をいう。
- 五 発明等 国立大学法人千葉大学職務発明取扱規程（以下「職務発明取扱規程」という。）に定める発明等をいう。
- 六 成果有体物 国立大学法人千葉大学研究成果有体物取扱規程（以下「研究成果有体物取扱規程」という。）に定める成果有体物をいう。

(受入れの原則)

第3条 学術指導は、原則として、本学の職員の職務と同一のもの又は職務と密接に関連するものと認められ、かつ、本学の業務の運営及び学術指導担当者の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、受け入れることができる。

(受入れの条件)

第4条 学術指導の受入れに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 委託者は、その都合により、一方的に学術指導を中止することはできない。
- 二 本学は、学術指導を中止し、又はその期間を変更した場合に、これによって委託者に生じた損害を賠償する責任を負わない。
- 三 委託者は、所定の期日までに学術指導料を納付する。

(学術指導の申込み)

第5条 学術指導の申込みをしようとする委託者は、別に定める学術指導実施条件を承諾の上、学術指導申込書（以下「申込書」という。）を、学術指導担当者が所属する部局長に提出する。

2 前項の規定にかかわらず、学術指導実施条件と異なる条件で学術指導の申込みをしようとする委託者は、申込書にその旨を記載する。

(受入れの決定)

第6条 学術指導の受入れは、部局長が決定する。

2 部局長は、申込みがあった学術指導の受入れを決定した場合は、学長及び教授会又は教授会に準ずる機関等に報告するものとする。

3 部局長は、第1項の決定をした場合は、契約担当役にその旨を通知しなければならない。

(契約の締結)

第7条 契約担当役は、前条第3項の通知を受けたときは、委託者へ受諾書を送付し、これをもって学術指導条件による契約を締結する。

2 前項の規定にかかわらず、申込書に第5条第2項の記載がある場合には、契約担当役は、委託者と学術指導契約書により契約を締結する。

(学術指導料)

第8条 学術指導料は、学術指導に要する知見や技術等の価値に応じ本学と委託者が協議して定める指導料及び当該学術指導の実施のために直接必要な経費（以下「直接経費」という。）並びに当該学術指導の遂行上直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）を合算した額とする。

2 間接経費は、直接経費の30%に相当する額を標準とする。

3 納付された学術指導料は、原則として返還しない。ただし、本学の都合により学術指導を中止した場合であって、委託者から学術指導料の返還の請求があったときは、返還するものとする。

(学術指導の中止等)

第9条 学術指導担当者は、学術指導の中止又は指導期間の変更の必要が生じたときは、速やかにその旨を部局長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 部局長は、やむを得ない理由があると認めた場合は、委託者と協議の上、学術指導の中止又は指導期間の変更を決定し、契約担当役へ通知する。

3 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、当該学術指導の中止又は変更に必要な手続を行うものとする。

(学術指導の終了報告)

第10条 学術指導担当者は、学術指導が終了したときは、速やかにその旨を部局長に報告するものとする。

2 部局長は、前項の報告を受けたときは、契約担当役へ通知する。

(成果の公表)

第11条 部局長は、必要があるときは、委託者と協議し、学術指導による成果の公表の時期及び方法を定めるものとする。

(知的財産の取扱い)

第12条 学術指導によって学術指導担当者が創造した発明等については職務発明取扱規程を、学術指導担当者が得た成果有体物については研究成果有体物取扱規程を適用する。当該発明等及び成果有体物にかかる知的財産の取扱いについては、本学及び委託者において協議の上、定めるものとする。

(秘密の保持)

第13条 本学及び委託者は、学術指導の実施に当たり、協議の上、委託者から提供又は開示を受けた情報について、非公開とする旨を定めることができる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。